

八尾市空家等対策協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号（以下「法」という。）第8条第3項の規定に基づき、八尾市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による審議)

第4条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(市長の職務代理)

第5条 市長が会議に出席できないときは市長の指定する者がその職務を代理することができる。

(会議公開の方針)

第6条 協議会の会議は、原則公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とする。

(1) 法第22条の規定に基づく特定空家等への措置を議題とする場合

(2) 八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号）第6号各号に規定する非公開情報に該当する事項を議題とする場合

(3) 議長が、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認める場合

（部会）

第7条 八尾市空家等対策協議会規則（平成29年八尾市規則第34号）第5条に基づき、協議会に部会を置く。

2 部会は、協議会が指名する者をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他会務を総理する。

5 部会長が会議に出席できないときは、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理することができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。